102	35°29′41.8315″	137°56′36.7377″
103	35°29′42.4225″	137°56′36.1967″
104	35°29′43.3606″	137°56′35.3937″
105	35°29′43.5626″	137°56′35.2037″
106	35°29′44.3677″	137°56′35.3777″
107	35°29′45.4167″	137°56′34.9496″
108	35°29′45.4717″	137°56′34.7976″
109	35°29′45.7157″	137°56′34.5987″
110	35°29′45.9658″	137°56′34.1916″
111	35°29′46.3388″	137°56′33.7176″
112	35°29′46.9728″	137°56′32.9316″
113	35°29′47.0038″	137°56′33.6616″

○国土交通省告示第千六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中口沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和三十六年建設省告示第二千八百三十号で指定した中口沢川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

保手ヶ谷川二

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千十九号で指定した同号十七に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32°50′52.1339″	131°04′49.8423″
2	32°50′50.5149″	131°04′49.1195″
3	32°50′49.9154″	131°04′48.8951″
4	32°50′49.5795″	131°04′48.8738″
5	32°50′49.5403″	131°04′47.9830″
6	32°50′50.3546″	131°04′48.0182″
7	32°50′51.6166″	131°04′48.7168″

○国土交通省告示第千六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

釜ヶ入沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県芳賀郡益子町大字益子

赤法花国有林

二九〇林班い小班　一号から六号まで、三十五号、三十六号及び三十八号から四十号まで

二九〇林班ほ二小班　七号から二十号まで

二九〇林班ろ三小班　二十一号から二十七号まで

二九〇林班ろ二小班　二十八号から三十四号まで及び三十七号

○国土交通省告示第千六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

釜ケ入沢

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第千百六十号で指定した釜ケ入沢に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千六十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

福岡事業所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	福岡県福岡市博多区中呉服町２番７号
変更後	福岡県福岡市西区愛宕二丁目11番５号

㈡　変更年月日　令和七年十二月一日

○防衛省告示第二百六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和七年十二月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和七年十二月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和七年十二月十七日（予備、同月十八日及び同月十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)